

3. 手帳

●身体障害者手帳

種類	身体に障害のある方が様々な援助を受けるために必要な手帳です。手帳の種類は 1 級から 6 級まであり、障害の種類や程度にそれぞれ該当する場合に交付されます。
申請に必要な物	① 指定医が作成した身体障害者診断書・意見書 (用紙は障害者福祉課にあります。また、東京都心身障害者福祉センターのウェブサイトからダウンロードできます。) ① 写真 1 枚 (たて 4cm×よこ 3cm、脱帽・上半身、申請時点から 1 年以内に撮影) ② 個人番号確認書類 次のものから 1 点 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し ③ 本人確認書類 1 点確認でよいもの 個人番号カード、運転免許証等顔写真付きのもの 2 点確認でよいもの 健康保険証、年金手帳等顔写真なしのもの *代理の方が申請する場合 代理の方の本人確認書類のほか、委任状等が必要になります。 詳しくは、障害者福祉課障害者相談係にお問い合わせください。 ※手帳交付には 1～2 か月程度かかります。
その他の手続き	次の事象が発生した場合には、手続きが必要になります。 ① 住所・氏名の変更 ② 本人が死亡したとき ③ 手帳を紛失・破損したとき ④ 障害の程度が変わったとき
申請窓口	障害者福祉課 障害者相談係 電話 03-5608-6165 または 5608-6166 FAX03-5608-6423

●愛の手帳（療育手帳）

種類	知的発達に障害のある方が様々な援助を受けるために必要な手帳で、東京都が独自に発行しているものです。手帳の種類は 1 度から 4 度まであります。国制度の療育手帳を兼ねています。
申請に必要な物	電話予約をして判定を受けます。 ※判定の際は、予約時に説明された物を持参してください。
その他の手続き	次の事象が発生した場合には、手続きが必要になります。 ① 住所・氏名の変更 ② 保護者の変更 ③ 本人が死亡・転出したとき ④ 手帳を紛失・破損したとき ⑤ 障害の程度が変わったとき ⑥ 本人が満 3 歳・6 歳・12 歳・18 歳になったとき
申請窓口	◆18 歳未満の方 江東児童相談所 電話 03-3640-5432 FAX03-3640-5466 ◆18 歳以上の方 東京都心身障害者福祉センター 電話 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

●精神障害者保健福祉手帳

種類	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより東京都が交付するものです。1 級から 3 級までの障害等級があります。
申請に必要な物	① 指定の診断書または精神障害を支給事由とする障害年金証書等の写し ② 写真（縦 4cm×横 3cm）申請前 1 年以内に撮影したもの ③ 官製はがき ④ 個人番号カード （個人番号通知カードと身分証明書（両方必要）でも可）
その他の手続き	有効期間は 2 年で、更新手続きが必要です。
申請窓口	健康推進課地域保健担当 電話 03-3622-9130 FAX 03-3623-2108